厚木市外国籍市民交流事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、外国籍市民が快適に安心して暮らすことのできる地域社会の形成を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（主体）

第２条　この事業の実施主体は、厚木市（以下「市」という。）とする。

（事業）

第３条　市は、次に掲げる事業を実施する。

1. 日本国籍市民と外国籍市民との交流事業
2. 外国籍市民のネットワークづくり事業
3. 外国籍市民への行政情報の伝達事業
4. その他外国籍市民の交流事業

（設置）

第４条　前条に掲げる事業の企画及び運営を行うため、厚木市外国籍市民交流委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

２　会議は、委員会主管課長が招集する。

３　委員会主管課長は、必要があると認めるときは、議事に関係する者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第５条　会議の庶務は、委員会主管課において処理する。

（委員）

第６条　委員会は、次のいずれの要件も満たす者の中から選任した委員20人以内で構成する。ただし、委員は、公募により選任するものとする。

1. 年齢満18歳以上の者
2. 市内に在住し、又は在勤し、若しくは在学している者
3. 心身ともに健全で、外国籍市民の交流に理解及び熱意があること

（任期）

第７条　委員の任期は２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は再任することができる。

（公募）

第８条　委員の公募は、市の広報紙、ホームページ等により広く周知して行うものとする。

２　委員に応募する者は、厚木市外国籍市民交流委員会委員応募申込書（別記様式）を市長に提出するものとする。

（選考）

第９条　市長は、前条に規定する申込書を受理したときは、その内容を審査し選考結果を応募者本人に通知するものとする。

２　委員の選考は、委員会主管部長及び委員会主管課長の合議により行う。

３　委員の選考に当たっては、能力、社会的活動の経験等を総合的に考慮するものとする。

（責務）

第10条　委員は、市内に在住し、又は在勤し、若しくは在学している外国籍を含めた全ての市民のために職務を遂行する。

２　委員は、特定の国又は民族の利益を代表するものではない。

（解任）

第11条　市長は、委員が次に掲げるいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

1. 自己の都合により辞任を申し出たとき。
2. 委員としてふさわしくない非行のあったとき。
3. その他市長が解任することを適当と認めたとき。

（謝礼）

第12条　市長は、第３条に掲げる事業を実施するため、予算の範囲内で別表に定める謝礼を支給することができる。

２　前項の謝礼は、謝礼相当額の金券をもってこれに代えることができる。

附　則

この要綱は、平成31年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年３月１日から施行する。

別表（第12条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象区分 | 謝礼 | 摘要 |
| 会議出席委員 | １回の出席につき２，０００円 |  |
| 事業従事委員 | １回の事業につき３，０００円 |  |
| 事業従事協力者 | １回の事業につき２，０００円 |  |
| 事業出演者（個人） | １回の出演につき３，０００円 | 出演時間15分未満の場合 |
| １回の出演につき５，０００円 | 出演時間15分以上の場合 |
| 事業出演者（団体、２人以上） | １回の出演につき５，０００円 | 出演時間15分未満の場合 |
| １回の出演につき１０，０００円 | 出演時間15分以上の場合 |

別記様式（第８条関係）

でしてください

　にのとおりします。

|  |  |
| --- | --- |
|  | ふりがな |
|  |
|  | 　　　　　　　まれ　　　　　 |
|  | 〒　　　－ |
|  | にがないのみしてください。 |
|  |  |  |  |
| E-mail |  |
|  | のできるをしてください。 |
|  | ・・のの、のびについて、しえのないでしてください。 |
|  |  |
|  |  |